法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第18期（平成27年12月１日～平成28年11月30日）

新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

株式会社の支配に関する基本方針

株式会社の状況に関する重要な事項

連結株主資本等変動計算書・連結注記表

株主資本等変動計算書・個別注記表

シリコンスタジオ株式会社

法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.siliconstudio.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第１回新株予約権
発行決議の日	平成25年８月29日
新株予約権の数	100個
保有人数 当社取締役	 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　30,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり334円
新株予約権の行使期間	自　平成27年９月18日 至　平成32年７月31日
新株予約権の主な行使条件	①権利行使時までの間、当社役職員であること。但し、取締役会が正当と認めた場合で、地位喪失後６カ月以内または権利行使期間開始６カ月以内の場合。 ②死亡した場合、その相続人は行使できない。 ③行使期間であっても当社が取引所へ上場等するまでの間は行使できない。 ④その他の条件は、当社との新株予約権割当契約で定める。

名称	第３回新株予約権
発行決議の日	平成26年８月28日
新株予約権の数	20個
保有人数 当社社外取締役	 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　2,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり934円
新株予約権の行使期間	自　平成28年９月27日 至　平成33年７月31日
新株予約権の主な行使条件	①権利行使時までの間、当社役職員であること。但し、取締役会が正当と認めた場合で、地位喪失後６カ月以内または権利行使期間開始６カ月以内の場合。 ②死亡した場合、その相続人は行使できない。 ③行使期間であっても当社が取引所へ上場等するまでの間は行使できない。 ④その他の条件は、当社との新株予約権割当契約で定める。

（２）当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称
太陽有限責任監査法人

（２）会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

注１．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
注２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

（３）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。
また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

業務の適正を確保するための体制

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
① 取締役および使用人は、社会倫理、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに、「シリコンスタジオグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行っております。
② 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行しております。
③ コンプライアンスの状況は、各部門責任者を兼ねる取締役が参加するコンプライアンス委員会等を通じて取締役および監査役に対し報告をしております。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備および推進に努めております。
④ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長および監査役に報告しております。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、人事総務部を窓口として定め、適切に対応しております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令および「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存および管理しております。

② 取締役および監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとしております。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティおよびシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとしております。

② リスク情報等については各部門責任者より取締役および監査役に対し報告を行っております。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は経営管理本部が行っております。

③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

④ 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は月に１回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定および業務執行の監督等を行っております。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

② 各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議および社内規程等に基づき自己の職務を執行しております。

③ 各部門においては、「職務権限規程」および「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性および効率性を確保しております。

（５）当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行っております。

② グループ会社の管理は経営管理本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任しております。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査しております。

③ 当社の監査役および内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役および使用人の職務執行状況の監査や指導を行っております。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとしております。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。

（７）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができることとしております。

② 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力しております。

（８）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会っております。

② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図っております。

（９）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消しております。

② 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行っております。また、役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っております。

③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

（10）上記体制の運用状況

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、四半期毎にその進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況や必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。平成28年度においては、内部統制システムの運用上新たに見出された問題などについて、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施してまいりました。

株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

〔自　平成27年12月１日
　至　平成28年11月30日〕

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	121,543	1,869,533	1,333,432	△122,500	3,202,009
当期変動額					
新株の発行	11,949	11,949			23,899
剰余金の配当			△24,840		△24,840
親会社株主に帰属する当期純損失			△499,349		△499,349
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	11,949	11,949	△524,189	－	△500,290
当期末残高	133,492	1,881,482	809,243	△122,500	2,701,718

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△881	△881	3,201,127
当期変動額			
新株の発行			23,899
剰余金の配当			△24,840
親会社株主に帰属する当期純損失			△499,349
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,633	△1,633	△1,633
当期変動額合計	△1,633	△1,633	△501,924
当期末残高	△2,515	△2,515	2,699,202

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

１社

連結子会社の名称

イグニス・イメージワークス株式会社

非連結子会社の名称

Silicon Studio (Thailand) Co., Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社１社は小規模会社であり、純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。なお、Silicon Studio (Thailand) Co., Ltd.は現在清算手続き中であります。

２　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

1社

会社等の名称

株式会社イリンクス

なお、株式会社イリンクスについては、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

Silicon Studio (Thailand) Co., Ltd.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社１社は、小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用範囲から除外しております。なお、Silicon Studio (Thailand) Co., Ltd.は現在清算手続き中であります。

３　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

②　たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

市場販売目的のソフトウエアについては、３年以内での見込み販売収益に基づく償却額、または残存有効期間に基づく均等配分額の大きい方を計上する方法としております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

③ 関係会社清算損失引当金

関係会社の解散及び清算手続に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１　当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　2,520,900株

２　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年２月24日開催の定時株主総会で決議した普通株式の配当を、次のとおり実施しております。

①配当金の総額	24,840千円
②一株当たりの配当額	10円
③基準日	平成27年11月30日
④効力発生日	平成28年２月25日

（注）配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社の株式に対する配当金250千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度以降となるもの

平成29年２月24日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を、次のとおり提案しております。

①配当金の総額	25,209千円
②一株当たりの配当額	10円
③基準日	平成28年11月30日
④効力発生日	平成29年２月27日

（注）１．配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。
２．配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社の株式に対する配当金250千円が含まれております。

３　当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　112,400株

４．金融商品に関する注記

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により資金を調達し、一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、営業債務である買掛金は、すべて１年以内の支払期日であります。長期借入金ならびに社債は、主に事業のプロジェクトに係る資金の調達、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済（償還）期日は決算後、最長で３年後であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程に基づき与信限度額水準の見直しを年１回以上実施し、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されており、四半期ごとに時価等を把握することで、変動リスクを管理しております。

敷金は差入先の信用リスクに晒されており、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握するとともに、適宜差入先の信用状況を把握することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、営業外債務である借入金・社債は資金調達に係る流動性リスクに晒されており、月次資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２　金融商品の時価等に関する事項

平成28年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの及び重要性の乏しいものは、次表には含まれておりません（(注２）を参照ください)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,520,417	1,520,417	－
(2) 売掛金	1,013,279	1,013,279	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	72	72	－
(4) 敷金	195,399	196,053	654
資産計	2,729,168	2,729,822	654
(1) 買掛金	302,795	302,795	－
(2) 長期借入金(※1)	185,514	187,518	2,004
(3) 社債(※2)	118,000	117,967	△32
負債計	606,309	608,281	1,972

(※1) １年内返済予定の長期借入金を含めております。
(※2) １年内償還予定の社債を含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

〔資産〕

(1) 現金及び預金　(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

(4) 敷金
将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

〔負債〕
(1) 買掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(2) 長期借入金
元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
(3) 社債
元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額110,669千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,081円45銭
１株当たり当期純損失	201円91銭

６．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年１月16日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

１　自己株式の取得を行う理由
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

２　取得に係る決議内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	40,000株（上限）
(3) 株式の取得価額の総額	152,400,000円（上限）
(4) 取得期間	平成29年１月17日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外（ToSTNeT-3）による買付け

３　取得の内容

(1) 取得した株式の総数	30,000株
(2) 株式の取得価額の総額	114,300,000円
(3) 取得日	平成29年１月17日

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔自　平成27年12月１日
　至　平成28年11月30日〕

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	121,543	320,793	1,548,740	1,869,533	981	1,163,222	1,164,204
当期変動額							
新株の発行	11,949	11,949		11,949			
剰余金の配当						△24,840	△24,840
当期純損失						△463,961	△463,961
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	11,949	11,949	－	11,949	－	△488,801	△488,801
当期末残高	133,492	332,742	1,548,740	1,881,482	981	674,421	675,403

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△122,500	3,032,780	△881	△881	3,031,898
当期変動額					
新株の発行		23,899			23,899
剰余金の配当		△24,840			△24,840
当期純損失		△463,961			△463,961
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1,633	△1,633	△1,633
当期変動額合計	－	△464,902	△1,633	△1,633	△466,535
当期末残高	△122,500	2,567,878	△2,515	△2,515	2,565,362

個別注記表

１．重要な会計方針

１　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①　子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

②　その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

①　仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による、簿価切下げの方法）

②　貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による、簿価切下げの方法）

２　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウエアについては、３年以内での見込み販売収益に基づく償却額、または残存有効期間に基づく均等配分額の大きい方を計上する方法としております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年以内）による定額法としております。

３　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(3) 関係会社清算損失引当金

関係会社の解散及び清算手続に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

４　その他

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	19,459千円
短期金銭債務	16,355千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上	14,553千円
仕入	86,591千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数　　普通株式　25,000株

（注）自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として信託口が所有する当社株式25,000株が含まれております。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	41,725千円
未払社会保険料	6,872千円
資産除去債務	15,030千円
ソフトウエア	13,636千円
投資有価証券評価損	3,217千円
未払事業税	1,541千円
受注損失引当金	4,053千円
関係会社清算損失引当金	4,449千円
売上原価	6,760千円
繰越欠損金	114,187千円
その他	5,591千円
繰延税金資産小計	217,067千円
評価性引当額	△154,462千円
繰延税金資産合計	62,604千円
繰延税金負債	
除去費用	△7,917千円
その他	△5千円
繰延税金負債合計	△7,923千円
繰延税金資産純額	54,680千円

６．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,027円83銭
１株当たり当期純損失	187円60銭

７．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年１月16日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

1　自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2　取得に係る決議内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	40,000株（上限）
(3) 株式の取得価額の総額	152,400,000円（上限）
(4) 取得期間	平成29年１月17日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外（ToSTNeT-3）による買付け

3　取得の内容

(1) 取得した株式の総数	30,000株
(2) 株式の取得価額の総額	114,300,000円
(3) 取得日	平成29年１月17日